

1. 管内自治体の任意事業等の実施状況

管内福祉事務所設置自治体数：19

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支援会議	1 (5.3%)	1 (5.3%)	3 (15.8%)
就労準備	9 (47.4%)	9 (47.4%)	10 (52.6%)
家計改善	12 (63.2%)	12 (63.2%)	12 (63.2%)
シェルター	1 (5.3%)	3 (15.8%)	3 (15.8%)
地域居住	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
子ども	4 (21.1%)	3 (15.8%)	4 (21.1%)

2. 市町村支援の実施体制等

重点支援期間	・ 令和2年度
市町村支援の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度は、国が示された支援マニュアルをもとに、2つの任意事業の実態を把握した ・ 島根県の管内自治体支援の体制は、主担当、副担当の2名体制で対応した。 ・ 生活困窮者自立支援制度連絡会議において、任意事業実施への周知を行った。 ・ 都道府県研修を県の社会福祉協議会に委託し、支援員のスキルアップに資する支援を行った。
その他特記事項	・ 令和4年度、5年度は民間団体に委託し全ての相談支援機関に対しOJTを活用した支援事業を実施している。

3. 任意事業立ち上げ支援の事例

取組方針

- ・ 未実施の任意事業について、1自治体でも多くの自治体が実施するように、県のスタッフ内での意思統一を図った上で、各種会議における実施要請を行った。

支援の内容

- ・ 重点支援機関の支援の内容を継続的に行った。事業未実施自治体を中心に、その必要性などについて説明を行ったが、県と未実施自治体（特に小規模町村）の間には、認識の共有化はできるものの、具体的な事業実施についての認識についての差異は埋まらない。
 - ・ 人口が数千人規模の町村が多く、ニーズが少ないことや、逆に地域実情がわかっているがために、制度を利用した支援を行わなくても対応できている状況を町村は強調されるため、具体的な助言とのマッチングが図られない。
- 重点支援期間（令和2年度）の支援の流れ
- 8月：管内の就労準備支援事業及び家計改善支援事業の未実施自治体に対し、国から示された「取組状況シート」の作成を依頼した。
- 9月：「取組状況シート」を基に個別にヒアリングを実施。
- 【特に多かった相談内容】
- ・ ニーズが少ない、既存の組織の中で対応可能。
 - ⇒ 事業実施により、見込まれる効果等について助言した。
 - ⇒ 家計について、広域対象としたFP協会などによるスポット的支援なども提案した。

取組を振り返って

- ・ 市町村との個別ヒアリングや日常的な関わりの中で、県は各市町村（特に小規模町村）の抱える課題を把握することはできたが、効果的な支援にはつながらなかった。（シェルター事業2カ所、就労準備事業1カ所は増加した）
- ・ 小規模自治体では任意事業を交付申請しなくても、既存の体制の中で任意事業と同等の業務を行っていたり、そもそも実績も見込みもなく実施する必要性がないと考える町村もあるため、そのような小規模自治体にまで任意事業の全実施を求めることは難しい。